

委員会規程

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の委員会構成及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、建設業の向上発展のため関係諸事項を調査研究し、その結果を会長に報告すると共に会員に周知徹底を期し協会事業の適正な運営を計ることを目的とする。

第3条 協会に次の委員会を置く。なお必要に応じ特別委員会を置くことができる。

総務委員会

労務委員会

土木委員会

建築委員会

保健委員会

2 各委員会は必要に応じて分科会を置くことができる。

第4条 各委員会は、下記分担事項につき調査研究及び企画並びに審議する。

2 委員会に分科会を置いた場合、その分担事項は委員会で決定する。

総務委員会

- (1) 業界組織の問題に関する事項
- (2) 協会運営に関する事項
- (3) 建設業に関する関係法令、諸制度に関する事項
- (4) 経営合理化、経営の改善、金融、税務に関する事項
- (5) 中小建設業振興に関する事項、並びに、中小建設業関係法令に関する事項
- (6) 会報編集に関する事項
- (7) 工事入札諸制度並びに契約に関する事項
- (8) 所管事項に関する陳情請願建議
- (9) 表彰候補者の推薦に関する事項
- (10) 他の委員会に属さない事項

労務委員会

- (1) 労務関係法令、諸制度に関する事項
- (2) 労務対策の研究、推進に関する事項
- (3) 労働者の労働条件、福利厚生等労務管理に関する事項
- (4) 労務者の賃金管理並びに労務の需給等に関する事項
- (5) 労働者の雇用改善、育成推進に関する事項
- (6) 所管事項に関する陳情請願建議

土木委員会

- (1) 土木関係の法令、諸制度に関する事項
- (2) 労働災害防止対策に関する事項
- (3) 土木工事単価、歩掛等に関する事項
- (4) 土木工法、技術の進歩向上並びに機械化に関する事項
- (5) その他土木に関する事項
- (6) 所管事項に関する陳情請願建議

建築委員会

- (1) 建築関係の法令、諸制度に関する事項
- (2) 建築工事単価歩掛等に関する事項
- (3) 建築工法、技術の進歩向上並びに機械化に関する事項
- (4) その他建築に関する事項
- (5) 所管事項に関する陳情請願建議

保健委員会

- (1) 保健体育に関する事項
- (2) その他健康増進に関する事項

第5条 各委員会は、委員長以下つぎの人員で構成し、副委員長を若干名置く。

- 2 総務委員会 20名以内、労務委員会 20名以内、土木委員会 15名以内、建築委員会 15名以内、保健委員会 15名以内とする。
- 3 特別委員会の委員数については必要に応じて会長が定める。
- 4 委員会に分科会を置いた場合の分科会々長は、委員会の正副委員長の中より選任する。

第6条 各委員会は、役員その他の正会員及び学識経験者の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。その任期は役員の任期に準ずるものとする。

- 2 正副委員長は、当該委員の互選により決定する。

第7条 各委員長は、当該委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

2 委員長が不在のときは副委員長が代理する。正副委員長共に不在のときは委員の互選により代表者1名を定める。

第8条 各委員会は、必要ある都度委員長が招集する。

第9条 正会員は、委員会に希望する事項を文書又は口頭にて委員長又は会長に依頼することができる。

第10条 各委員長は、委員会の結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは理事会の決定を経て処理するものとする。

第11条 前条による理事会の決定を経るいとまなき場合は会長が専決処分することができる。

2 前項の場合、会長は次の理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。